

農用地利用計画変更申出書添付書類一覧表（犬山市）

NO	項目	添付書類	
	〔都計法条文〕	共通〈書類発行先〉	項目別及び留意事項〈書類発行先〉
1	農家住宅〔29-2〕	①申請地位置図〈都市計画課（計画関係） （1/2500都計図（A3サイズ）、申請地を表示）	・農家証明書〈産業課〉 ・名寄帳写し又は土地評価証明書〈税務課〉※2 ・建て替えの場合は跡地利用計画書〈申請者〉
2	農業用施設〔29-2〕	②公図写し〈法務局又は税務課〉 （申請地、周辺地目を表示） ③土地登記事項証明書原本〈法務局〉 （全部事項、3ヶ月以内のもの）	・農家証明書〈産業課〉 ・名寄帳写し又は土地評価証明書〈税務課〉※2 ・建物配置図に農機具等を記入〈申請者〉 ・自作地及び借入農地の位置図〈都市計画課計画関係〉、公図写し〈法務局〉
3	店舗等（日常生活） 〔34-1〕	④選定理由書〈申請者〉 （除外要件1～5に基づく具体的な理由）	・事業計画書〈様式：産業課〉 ・都市計画法根拠説明書〈申請者〉※3 ・許認可書、資格等の写し〈申請者〉
4	農産物の処理等の施設 〔34-4〕	⑤選定箇所の位置図、公図写し、経過書 （すべての所有地を表示し、それぞれの経過を記載） ※第三者の土地を申請する場合は、3箇所以上の候補地	・事業計画書〈様式：産業課〉 ・都市計画法根拠説明書〈申請者〉※3
5	工場 〔34-7〕	⑥図面関係〈申請者〉 ・建物配置図、利用計画図（排水系等、雨水処理対策、 周辺への被害防除措置） ・建物平面図、立面図、（建ぺい率22%以上、建築面積、 床面積等の記入）	・事業計画書〈様式：産業課〉 ・既存工場及び関連工場の位置図〈都市計画課〉 ・都市計画法根拠説明書〈申請者〉※3
6	分家住宅・自己用住宅 〔34-14 基準1、7、15〕	⑦隣地承諾書〈様式：産業課〉 （隣地が農地の場合（もらえない場合は理由書で対応）） ※農地転用申請の際に再度必要	・都市計画法根拠説明書〈申請者〉※3 ・名寄帳写し又は土地評価証明書〈税務課〉※2
7	店舗等（沿道サービス） 〔34-9〕	⑧土地所有者承諾書〈様式：産業課〉 （申請者と土地所有者が異なる場合）	・事業計画書〈様式：産業課〉 ・都市計画法根拠説明書〈申請者〉※3
8	駐車場、資材置場	⑨法人関係 ・登記事項証明書 原本〈法務局〉 ・定款 原本証明〈申請者〉 ・議事録 原本証明〈申請者〉	・事業計画書〈様式：産業課〉 ・現事業所（資材置場・駐車場）の位置図〈都市計画課〉、規模を説明するもの ・資材置場の検討書（資材置場の場合）〈様式：産業課〉 ・都市計画法根拠説明書〈申請者〉※3
9	公共・公益施設 （医療・社会福祉施設） 〔29-3〕	⑩その他必要な書類	・事業計画書〈様式：産業課〉 ・都市計画法根拠説明書〈申請者〉※3
10	収用移転関係 〔34-14 基準3〕		・収用証明書〈一宮建設事務所〉 ・事業計画書〈様式：産業課〉 ・都市計画法根拠説明書〈申請者〉※3

※1 早期転用（農地取得後3年以内の農地）は原則不可

※2 所有地を含め、違反転用がある場合は原状復旧後の申し出

※3 都市計画法根拠説明書は次のとおり

- ・除外目的が都市計画法に基づき県が定めた基準に適合している旨であることを具体的に説明する理由書
- ・開発許可申請に添付する資料の写し（例：戸籍、住民票、賃貸住宅契約書、戸数連たんの図面、閉鎖謄本など）

添付書類必要理由一覧

書 類		必 要 性
共 通	① 申請地位置図	・申請地の把握 ・農振法の除外要件2～3及び農地法の立地基準判断
	② 公図写し	・申請地の把握 ・周辺農地への被害防除措置の必要性の確認
	③ 土地登記事項証明書	・申請地の内容確認
	④ 選定理由書	・除外要件の適合性の確認(必要性、緊急性、適当性、代替性)
	⑤ 選定位置図、公図写し	・代替性の確認
	⑥ 図面関係	・事業規模及び機能の確認、被害防除措置の確認
	⑦ 隣地承諾書	・周辺農地に支障がないか確認 ・転用の緊急性(確実性)
	⑧ 土地所有者承諾書	・転用の緊急性(確実性)
	⑨ 法人関係	・法人の内容確認 ・転用の緊急性(確実性)
	⑩ その他必要な書類	
項 目 別	・ 農家証明書	・農家要件の確認(都計法の許可の見込みに関連)
	・ 名寄帳写し土地評価証明書	・適当性、代替性の確認 ・除外要件2・3の確認
	・ 自作地及び借入農地の位置図、公図写し	・代替性の確認(申請地が適地であるか確認)、現地の確認
	・ 事業計画書	・事業の計画性、規模等の確認
	・ 都市計画法根拠説明書	・適当性(都計法の許可の見込みについて確認)
	・ 現事業所の位置図とその規模を説明するもの	・必要性、代替性の確認 ・必要とする理由や規模の決定根拠の確認